

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特定動物の引取り	
根拠条例等・条項	堺市動物の愛護及び管理に関する条例第6条第2項	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	堺市動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項ただし書 市長は、所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないことについて、規則で定めるやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定動物を引き取ることができる。 堺市動物の愛護及び管理に関する規則第4条第1項 条例第6条第1項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、同項に規定する所有者が、次の各号のいずれかに該当することとなったことにより特定動物を引き続き所有することができず、当該特定動物について譲渡その他の適正な処分を行うことができない場合であって、当該特定動物を引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがあると認められることとする。 (1) 相続により当該特定動物を取得した場合 (2) 海外へ移住する場合 (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けた場合又はこれに準ずる状況に至ったと市長が認める場合	
標準処理期間	標準処理期間	14日間
	標準処理期間を設定できない理由	